

令和7年 北秋田市農業委員会 第5回総会

1. 開催日時 令和7年5月15日(木) 午前9時00分から

2. 開催場所 北秋田市役所本庁 3階大会議室

3. 出席委員(23名)

1番 櫻井 豊	3番 宮腰 文義	5番 佐藤 邦久
7番 長崎 成人	8番 堀部 聡	9番 多賀谷 テル子
10番 長岐 正	12番 伊藤 鶴一	13番 土田 紀子
14番 藤島 喜美男	15番 成田 博幸	17番 武田 響一
19番 佐藤 茂延	21番 藤岡 智洋	22番 中嶋 力藏
23番 佐藤 利子	25番 伊東 誠子	26番 出川 信久
28番 小笠原 千春	29番 澤藤 匠	33番 佐藤 整
36番 佐藤 篤史	37番 長岐 一志	

4. 欠席委員(13名)

2番 佐藤 稔	4番 鈴木 豊	6番 中林 めぐみ
11番 松岡 英敏	16番 寺田 一徳	18番 武石 修一
20番 金田 悦子	24番 松橋 利彦	27番 佐藤 政信
30番 土濃塚 謙一郎	31番 野呂 義久	32番 若松 一幸
34番 金 俊英		

5. 欠員(1名)

6. 議事日程

第 1	報告第11号	会務報告
第 2	報告第12号	専決処分の報告
第 3	議案第22号	農地法第3条の規定による許可申請について
第 4	議案第23号	農地法第5条の規定による許可申請について
第 5	議案第24号	農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用 集積等促進計画の承認について
第 6	議案第25号	令和6年度農業委員会及び推進委員等の最適化活動の点 検・評価について

7. 出席した事務局職員

局長 成 田 幸 治 副主幹 簾 内 拓 也 主査 疋 田 憲 匡

8. 議事録署名委員

1 4 番 藤 島 喜美男 1 5 番 成 田 博 幸

9. 会議の概要

事務局	定刻となりましたので、ただいまより令和7年 北秋田市農業委員会第5回総会を開会いたします。 はじめに欠席の届出がありましたのでご報告いたします。 2 番 佐藤稔 委員、4 番 鈴木豊 委員、6 番 中林めぐみ 委員、1 1 番 松岡英敏 委員、1 6 番 寺田一徳 委員、1 8 番 武石修一 委員、2 0 番 金田悦子 委員、2 4 番 松橋利彦 委員、2 7 番 佐藤政信 委員、3 0 番 土濃塚謙一郎 委員、3 1 番 野呂義久 委員、3 2 番 若松一幸 委員、3 4 番 金俊英 委員の13名となっております。 委員総数36名中、23名の出席となっており、総会の出席委員は定足数に達しておりますので、本総会は成立していることをご報告いたします。それでは会長よりごあいさつと議事の進行をよろしく願いいたします。
会 長	会長あいさつ（ 省略 ）
議 長	それでは、議事日程に従いまして、議事を進行させていただきます。 はじめに議事録署名委員であります。恒例により当職より指名することにご異議ございませんか。 （異議なしの声）
議 長	異議なしと認め当職より指名いたします。 1 4 番 藤島喜美男 委員、1 5 番 成田博幸 委員にお願いします。 それでは案件に入ります。報告第11号「会務報告」を事務局より願います。
事務局	事務局の成田です。以後着座にてご説明いたします。

それでは、議案書の2ページをご覧ください。報告第11号「会務報告」です。読み上げてご報告いたします。

4月5日、北秋田市農業再生協議会の令和6年度会計監査が市役所第二庁舎会議室にて行われ会長が出席しました。

7日、第4回総会に係る調査を市役所第二庁舎会議室にて委員4名、事務局3名の出席により開催しました。

9日、北秋田市農業再生協議会第1回幹事会が市役所第二庁舎会議室にて開催され事務局長が出席しました。

10日、総務小委員会を市役所第二庁舎会議室にて委員9名、事務局2名の出席により開催しました。また同日、北秋田市交流センター研修室において北秋田市商工会からの依頼により、市の出前講座として「山林化・原野化した農地の取扱いについて」をテーマに事務局員2名で講義してまいりました。聴講者は計23名でした。

15日、第4回定例総会を市役所本庁大会議室にて委員32名の出席により開催しました。

16日、農業経営改善計画・青年等就農計画認定審査会委員委嘱状交付、第1回認定農業者審査会が市役所第二庁舎会議室にて開催され事務局長が出席しました。

22日、令和7年度県北地区農業委員会会長会通常総会が能代市役所にて開催され会長及び事務局長が出席しました。

報告は以上です。

議長

ただいま事務局より報告がありましたが、これらは会務報告でありますのでご了承願いたいと思います。

次に報告第12号「専決処分の報告」について、事務局の説明を求めます。

事務局

議案書3ページをご覧ください。

報告第12号「令和7年4月分 専決処分の報告」です。

表の4月の列をご覧ください。

(2) 農用地利用集積等促進計画の賃借権等に関する意見が75件、(3) 非農地通知が2件、(5) 相続等による農地の権利取得の届出の受理が14件、(6) 農地所有適格法人の報告書の受理が4件、(8) 賃借・使用権の合意解約等の届出の受理が13件、合計110件の処理を実施しました。次の4ページからその内訳となります。

はじめに、(2) 農用地利用集積等促進計画の賃借権等に関する意見についてです。

(申請番号1番を朗読)

以下、13ページの申請番号75番までの計217筆、472,067.63㎡について、いずれも適当であるとの意見を回答しております。

つぎに14ページの上段をご覧ください。

(3) 非農地通知です。

(申請番号1番を朗読)

なお、申請番号1番の3筆のうち、一番上の1筆11,680㎡については、確認したところ多面交付金の対象となっており、団体等との協議が済んでいないことから却下処分としております。

以下、申請番号2番まで合計8筆、面積19,802㎡のうち、7筆、8,122㎡について、農地法第2条第1項の農地に該当しない土地である旨の決定を行っております。

つぎに同じく14ページの下段をご覧ください。

(5) 相続等による農地の権利取得の届出の受理です。

(申請番号1番を朗読)

以下、17ページの申請番号14番まで、合計59筆、面積63,078㎡です。

つぎに同じく17ページの中ほどをご覧ください。

(6) 農地所有適格法人の報告書の受理につきましては、記載の4法人より4件の報告書を受理しております。

つぎに同じく17ページの下段をご覧ください。

(8) 賃借・使用権の合意解約等の届出の受理です。

(申請番号1番を朗読)

以下、19ページの申請番号14番まで、合計31筆、面積102,866㎡です。

つぎに19ページの下段をご覧ください。

(11) 農地改良届書の受理です。

(申請番号1番を朗読)

以下、申請番号2番まで、合計3筆、面積7,929㎡です。

説明は以上です。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長

報告第12号について事務局より説明がありました。それでは、質疑に入ります。何かご質問、ご意見等ございませんか。

(なしの声)

議 長

質問等がないようですので、次に進みます。

次に、議案第 22 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案書 20 ページをご覧ください。

議案第 22 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」

農地法第 3 条第 1 項の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。

令和 7 年 5 月 15 日提出、北秋田市農業委員会 会長 長岐一志
(申請番号 1 番を朗読)

以下、申請番号 2 番まで、合計 4 筆、面積 9,054 m²です。ご審議のほどよろしくお願いします。

議 長

事務局の説明が終わりましたが、この件に関しまして、現地調査をして頂いた委員からも説明願いたいと思います。議席番号 21 番 藤岡智洋 委員よりお願いいたします。

21 番

21 番の藤岡です。

番号 1 番から 2 番を報告させていただきます。調査日は 5 月 7 日、調査員は 26 番の 出川委員、27 番の 佐藤委員、28 番の 小笠原委員、29 番の 澤藤委員と私、事務局から成田事務局長、簾内副主幹、疋田主査の計 8 名で、市役所第二庁舎会議室で衛星写真を使用した調査を行いました。

申請番号 1 番は資料の 23 ページから 24 ページになります。坊沢字中畑の申請地は、旧鷹巣西小学校の南側の基盤整備されたほ場の中にある農地でした。衛星写真で確認したところ、申請地は適切に耕作されており、周囲の農地や地域の農業に対して影響がないものと見受けられました。

申請番号 2 番は資料の 25 ページから 26 ページになります。根田字西新田と根田字北田面の申請地は、西根田集落の周辺にある農地でした。衛星写真で確認したところ、申請地は適切に耕作されており、周囲の農地や地域の農業に対して影響がないものと見受けられました。以上で報告

を終わります。

議 長

藤岡 委員、ありがとうございました。

議案第２２号について、事務局及び現地調査をして頂いた委員からの説明が終わりました。それでは本議案に対する質疑に入ります。何かご質問、ご意見等ございませんか。

５ 番

５番の佐藤です。

資料に期間と記載されておりますが、これはどういう意味ですか。

事務局

事務局の疋田です。

本案件の２件の申請はいずれも賃借権の設定であり、申請書に記載のあった賃貸借の期間を表記しているものです。所有権移転ではございませんのでよろしくお願いいたします。

５ 番

３条は売買だけで、賃貸借は別の制度での手続きになるのではないのですか。

事務局

農地法第３条のなかには売買だけではなく賃貸も含まれており、これまであまり使われることはなかったのですが、基盤法に基づく相対契約がなくなったことによって最近増えてきている状況にあります。

議 長

その他ご質問、ご意見等ございませんか。

（ なしの声 ）

議 長

質問等がないようですので、質疑を打ち切り採決に移ります。

議案第２２号について、原案通り決することにご異議ございませんか。

（ 異議なしの声 ）

議 長

異議なしと認め決定いたします。

次に、議案第２３号「農地法第５条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案書 27 ページをご覧ください。

議案第 23 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」

農地法第 5 条第 1 項の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。

令和 7 年 5 月 15 日提出、北秋田市農業委員会 会長 長岐一志

(申請番号 1 番を朗読)

29 ページから 33 ページにかけてが現地の位置図、土地利用計画図等となります。案件は以上の 1 件です。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長

事務局の説明が終わりましたが、この件に関しまして、現地調査をして頂いた委員からも説明願いたいと思います。議席番号 26 番 出川信久 委員よりお願いします。

26 番

26 番の出川です。申請番号の 1 番を報告させていただきます。調査日と調査員は、先程の報告と同様です。

申請番号 1 番は資料の 29 ページから 33 ページになります。米内沢字諏訪岱の申請地は、市役所森吉庁舎から、鷹巣側へ 200 m ほど進んだ十字路のところで、コンビニエンスストアの向かいにある農地でした。衛星写真と直前に事務局で撮影した現地の写真で確認したところ、道路や宅地などの開発によって分断された畑を転用するという計画であり、周囲の農地や地域の農業に対して影響がないものと見受けられました。

以上で報告を終わります。

議長

出川 委員、ありがとうございました。

議案第 23 号について、事務局及び現地調査をして頂いた委員からの説明が終わりました。それでは本議案について質疑に入ります。何かご質問、ご意見等ございませんか。

(なしの声)

議長

質問等がないようですので、質疑を打ち切り採決に移ります。

議案第 23 号について、原案通り決することにご異議ございませんか。

(なしの声)

議 長

異議なしと認め決定いたします。

次に、議案第 2 4 号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画の承認について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案書 3 4 ページをご覧ください。

議案第 2 4 号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画の承認について」

農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定により、下記農用地利用集積等促進計画の決定について意見を求める。

令和 7 年 5 月 1 5 日提出、北秋田市農業委員会 会長 長岐一志
以下の申請はいずれも所有権移転案件です。

(申請番号 1 番を朗読)

以下、3 7 ページの申請番号 4 番まで、合計 63 筆、面積 99, 149 m²です。ご審議の程よろしく申し上げます。

議 長

議案第 2 4 号について事務局の説明が終わりました。それでは、議案第 2 4 号中、申請番号 2 番および 3 番を除く 2 件、すなわち申請番号 1 番と 4 番について質疑に入ります。何かご質問、ご意見等ございませんか。

(なしの声)

議 長

質問等がないようですので、質疑を打ち切り採決に移ります。

議案第 2 4 号中、申請番号 2 番および 3 番を除く 2 件について、原案通り決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認め決定いたします。

つづいて、議案第 2 4 号中、申請番号 2 番の質疑に入りますが、この件については、議席番号 1 番 櫻井豊 委員との関連があるため退席を求めます。

暫時休憩いたします。

(退席：1 番 櫻井豊 委員)

議 長

会議を再開いたします。

議案第24号中、申請番号2番の質疑に入ります。何かご質問、ご意見等ございませんか。

(なしの声)

議 長

質問等がないようですので、質疑を打ち切り採決に移ります。

議案第24号中、申請番号2番について、原案通り決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認め決定いたします。

暫時休憩いたします。

(着席：1 番 櫻井豊 委員)

議 長

会議を再開いたします。

つづいて、議案第24号中、申請番号3番の質疑に入りますが、この件については、議席番号21番 藤岡智洋 委員との関連があるため退席を求めます。

暫時休憩いたします。

(退席：21 番 藤岡智洋 委員)

議 長

会議を再開いたします。

議案第24号中、申請番号3番の質疑に入ります。何かご質問、ご意見等ございませんか。

(なしの声)

議 長

質問等がないようですので、質疑を打ち切り採決に移ります。

議案第24号中、申請番号3番について、原案通り決することにご異議

ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認め決定いたします。
暫時休憩いたします。

(着席：21番 藤岡智洋 委員)

議 長 会議を再開いたします。
次に、議案第25号「令和6年度農業委員会及び推進員等の最適化活動の点検・評価について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案書38ページをご覧ください。
議案第25号「令和6年度農業委員会及び推進員等の最適化活動の点検・評価について」
農業委員会による最適化活動の推進等について（令和4年2月2日付け3経営第2584号農林水産省経営局長通知）に基づき、北秋田市農業委員会及び推進委員等の最適化活動について別紙（案）のとおり点検・評価するものとする。
令和7年5月15日提出、北秋田市農業委員会 会長 長岐一志
内容の詳細につきましては担当より説明いたします。

事務局 担当の簾内です。
議案書39ページをご覧ください。別紙様式4が令和6年度の最適化活動の点検・評価結果となっております。
「1 最適化活動の成果目標」の（1）が農地の集積に関する目標に対する実績となっております。集積率につきましては90%の目標に対し6年度末の実績は83.2%で、目標の達成率は92.5%となっております。次に（2）が遊休農地の発生防止解消についての目標と実績ですが、遊休農地の解消目標4ヘクタールに対し実績が0.7ヘクタールとなっております。（3）が新規参入の促進に関してで、新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得たうえで公表する面積の達成率は0%でした。
中段の「2 最適化活動の活動目標」については、最適化活動を行う農業委員の人数36人に対する月当たり活動日数は、目標10日に対して月

平均 1.2 日の実績でした。

下段の「3 点検・評価結果」につきましては、農業委員会の点検・評価結果は「目標に対して期待どおりの結果が得られた」という標語となっております。これは農水省からの通知で定められた基準に従って評価したものです。つづいて推進委員等の点検・評価結果ですが、委員のみなさまから提出された活動記録簿を集計したものとなっており、「目標に対して期待を（やや）下回る結果となった」という標語が 36 人でした。なお、この別紙様式 4 は、別添の資料①からの実績数値をとりまとめたものとなっております。以上よろしくご審議のほどお願いいたします。

議 長 議案第 25 号について、事務局の説明が終わりました。それでは本議案について質疑に入ります。何かご質問、ご意見等ございませんか。

（ なしの声 ）

議 長 質問等がないようですので、質疑を打ち切り採決に移ります。
議案第 25 号について、原案通り決することにご異議ございませんか。

（ なしの声 ）

議 長 異議なしと認め決定いたします。
以上で、本日の提出議案の審議は、全て終了いたしました。
これをもちまして、令和 7 年第 5 回定例総会を閉会します。